

利用証交付対象者一覧

●利用証の交付対象となる方は下記表の通りです。

対象者区分		ゆずりあい駐車区画利用証交付要件	車いす優先駐車区画利用証交付要件	申請に必要な書類	利用証の有効期間	
身体障害	視覚障害	4級以上	-	身体障害者手帳	5年間	
	聴覚障害	3級以上	-			
	平衡機能障害	5級以上	-			
	上肢機能障害	2級以上	-			
	下肢機能障害	6級以上	2級以上			
	体幹機能障害	5級以上	2級以上			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上			-
		移動機能	6級以上			-
	心臓機能障害	4級以上	-			
	腎臓機能障害	4級以上	-			
	呼吸機能障害	4級以上	-			
	ぼうこう・直腸機能障害	4級以上	-			
	小腸機能障害	4級以上	-			
	肝機能障害	4級以上	-			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	-				
知的障害	A1, A2, A	-	療育手帳			
精神障害	1級	-	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者 指定難病特定医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	-	特定疾患医療受給者証 指定難病特定医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証			
要介護高齢者	要介護 1～5	要介護 3～5	介護保険被保険者証			
妊産婦	母子健康手帳取得 ～産後3カ月	-	母子健康手帳	母子健康手帳取得～ 産後3カ月		
けが人	けが等により一時的に移動の配慮が必要な者	車いす使用が必要な旨記載された診断書等	医師の診断書・意見書等及び本人確認書類(自動車運転免許証、保険証等)車いすの常時使用を必要とする者にあつては、その旨を証明する書類	車いす杖等使用期間 (1年以内)		
その他	上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者	車いす使用が必要な旨記載された診断書等		必要と認める期間 (1年以内)		